

令和2年第6回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 令和2年8月7日(金)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和2年8月7日(金) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和2年8月7日(金) 午前10時04分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	6番	松井盛泰
2番	山田顕人	7番	笠松悦子
3番	網野真	8番	木村一
4番	五十嵐捷爾	10番	伊藤政博
5番	吉田峰一		

- ◎ 会議録署名議員 3番 網野真 5番 吉田峰一

- ◎ 欠席議員 9番 谷口康之

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野樹
総務課	長	西野俊一
生活福祉課	長	鳴海英人
保健センター	長	(鳴海英人)
地域包括支援センター	長	(鳴海英人)
税務会計課	長	佐藤辰治
産業振興課	長	三原知明
政策調整課	長	長谷川将之
建設水道課	長	佐藤和人
教育	長	本間茂裕
学校教育課	長	帰山亮一
社会教育課	長	松本泰行
スポーツセンター	長	(松本泰行)
知内高等学校事務	長	南和敏
学校給食センター	長	(帰山亮一)
代表監査委員		西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	森永茂
議事係	長	東出朋也

令和2年第6回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和2年8月7日(金) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 3番、網野 眞君、5番、吉田峰一君
第 2		会期の決定について
第 3		議長の諸報告
第 4	議案第 1号	普通財産の売買契約締結について
第 5	議案第 2号	知内町学校教育施設整備基金条例の制定について
第 6	議案第 3号	令和2年度知内町一般会計補正予算(第6号)について
第 7	議案第 4号	令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
第 8	議案第 5号	かき小屋知内番屋等関連施設に係る指定管理者の指定について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和2年第6回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、欠席通告のあった議員は、9番、谷口康之君であります。

只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、令和2年第6回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、網野眞君及び5番、吉田峰一君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第3、『議長の諸報告』を行います。

令和2年第5回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

◎ 議長 (伊藤政博)

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町長 (西山和夫)

皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、令和2年第6回知内町臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案5件であります。

議案第1号、普通財産の売買契約締結については、旧文化交流センター施設等の売買契約について議会の議決を求めるものですが、契約の相手は社会福祉法人江差福祉会で契約金額1億1,063万8千円です。

議案第2号、知内町学校教育施設整備基金条例の制定については、旧中ノ川小学校に関わる財産処分が8月3日付で文部科学大臣の承認をいただき、基金積立てが条件となっていることから、基金条例を制定するものです。

議案第3号、令和2年度知内町一般会計補正予算(第6号)については、歳入歳出それぞれ2億2,732万7千円を追加し、総額を49億3,081万6千円とするものであります。補正の主な内容は、旧文化交流センター施設等の売買金額1億1,063万8千円を基金に積立て。また、きらく町内会館工事請負費に7,900万円を補正追加するものであります。

議案第4号、令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ37万円を追加し、総額を7,389万6千円とするものであります。補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、本年2月、3月納期到来分を過年度減免分として保険料還付金を補正追加するものであります。

議案第5号、かき小屋知内番屋等関連施設に係る指定管理者の指定については、7月1日

から10日まで募集し、社会福祉法人江差福祉会より申請がありました。選定委員会で審議の結果、要綱・仕様書に適合していることから、社会福祉法人江差福祉会を指定管理者に指定致したく議会の議決をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、副町長、担当課長の方から説明をさせていただきたいので、ご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

● 議案第1号 普通財産の売買契約締結について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第1号、『普通財産の売買契約締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案第1号、普通財産の売買契約締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、旧文化交流センター施設等の売買契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記としまして、対象財産です。土地3筆、建物3棟になっております。契約金額は、1億1,063万8千円。契約の相手方、江差町、社会福祉法人江差福祉会となっております。

説明資料の見出しナンバー1の1ページをお開き願いたいと思います。

普通財産の売買契約締結についてですけれども、対象財産につきましては、先ほど言ったとおりであります。2番の活用計画としまして、出てきているのはケアホームとして使用したいと。活用したいと。事業費については、今回の施設購入費と施設の改修費、合わせて2億5,500万。開設時期につきましては、令和3年4月1日となっております。それから、売買契約に財産収入の取り扱いですけれども、この後、承認されますと、補正予算の方で、歳入の方で公有財産売払収入として受けまして、歳出の方としまして、財政調整基金の方と、新たに議案第2号で立てます学校教育施設整備基金積立金の方に分けて積立てる予定となっております。

なお、学校教育施設整備基金の積立金額につきましては、文科省の規定によりまして、本来、国庫に納付すべき補助金相当額を積みばいいというふうになっております。説明は以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 知内町学校教育施設整備基金条例の制定について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第5、議案第2号、『知内町学校教育施設整備基金条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

議案第2号、知内町学校教育施設整備基金条例の制定について。

知内町学校教育施設整備基金条例を次のように制定する。

私からは制定の理由につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

旧文化交流センター施設等につきましては、議案第1号で江差福祉会への売買契約の承認をいただきましたが、平成元年度に中ノ川小学校として公立学校施設整備費補助金を活用し、整備を致しました。国庫補助金を活用し、整備した施設を有償で譲渡する場合、処分期間期間を経過していないことから、8月3日付で文部科学大臣から処分の承認をいただきました。その条件として、残存価格の国庫補助金相当額を学校施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積立て、適切に運用することが必要となることから、当該基金条例を制定するものであります。金額は3,095万1,672円以上となります。

なお、条例の内容につきましては、学校教育課長から説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長 (伊藤政博)

学校教育課長。

◎ 学校教育課長 (帰山亮一)

それでは、私の方から条例の内容について説明させていただきたいと思います。

議案の裏のページをご覧くださいと思います。

第1条、設置であります。この条例は知内町の学校施設の整備に必要な資金を積立てるため、知内町学校施設整備基金を設置するというを目的としております。

第2条から第6条までは、他の基金の設置条例と同じく、積立てや管理の方法、また運用、運用益の処理方法、また繰替運用について規定しているところであります。

第7条であります。基金の処分方法ですが、学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り、処分ができるというふうに規定しているところであります。

附則としまして、この条例につきましては、令和2年9月1日から施行するものであります。よろしくご審議の程、お願い致します。

◎ 議長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 令和2年度知内町一般会計補正予算(第6号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第6、議案第3号、『令和2年度知内町一般会計補正予算(第6号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長(西野俊一)

議案第3号、令和2年度知内町一般会計補正予算(第6号)について。

令和2年度知内町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,732万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,081万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

歳出の方からご説明しますので、10ページをお開き願いたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、4目財政調整基金費に7,963万8千円を追加し、9,303万3千円とするものであります。これはこの度の公有財産売払収入の一部を積立てるものでございます。

続きまして、11ページご覧ください。10目地域会館管理費に7,900万円を追加し、1億87万4千円とするものであります。これは14節工事請負費で、きらく町内会館改築に係る各種工事費として補正するものであります。

なお、工事の図面等は説明資料の総務課2ページにありますので、後ほどご覧願いたいと思います。

続きまして、12ページ、16目新型コロナウイルス感染症対策費に663万1千円を追加し、5億7,960万4千円とするものであります。これは11節役務費から17節備品

購入費で、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金第2次分の一部を活用した各種事業として補正するものであります。事業の詳細につきましては、後ほど担当課長の方からご説明を申し上げます。

続きまして、13ページです。3項1目戸籍住民登録費に193万円を追加し、2,838万8千円とするものであります。これは12節委託料と17節備品購入費で、旅券に組み込まれましたICチップを読み取る窓口機器の購入と保守委託料を補正、更に12節委託料で、戸籍附票システム改修事業で使用を一部追加することから補正するものでございます。

次に14ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費に38万7千円を追加し、1億2,127万3千円とするものであります。これは12節委託料で、総合行政システムの児童手当分をマイナンバー制度に対応する改修のため補正するものでございます。

続きまして、15ページ、6款農林水産業費、1項農業費、4目農地費に2,874万1千円を追加し、4,519万9千円とするものであります。これは12節委託料と14節工事請負費に、東萊地区の国営造成地再整備に係る農地耕作条件改善事業費として補正するものであります。事業の詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明を申し上げます。

次に16ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に3,100万円を追加し、7,504万3千円とするものであります。これはこの度の公有財産売払収入の一部を先ほど制定しました学校教育施設整備基金に積立てるものでございます。

続きまして、歳入の方であります。

4ページをお開き願いたいと思います。10款1項1目地方交付税から435万円を減額し、17億7,377万4千円とするものであります。これは只今説明しました歳出に対応して減額するものでございます。

続きまして、5ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に19万3千円を追加し、1億4,020万3千円とするものであります。これは2節児童手当負担金に、先ほど歳出で説明しました総合行政システム改修委託料に対する負担金でございます。

続きまして、6ページ、2項国庫補助金、4目総務費国庫補助金に1,311万5千円を追加し、1億5,356万2千円とするものであります。これは1節総務費国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金として663万1千円と、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として648万4千円を追加するものでございます。

続きまして、7ページ、15款道支出金、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に2,873万1千円を追加し、9,139万円とするものであります。これは1節農業費道補助金に、農地耕作条件改善事業補助金として補正するものでございます。

続きまして、8ページ、16款財産収入、2項1目財産売払収入に1億1,063万8千円を追加し、1億2,693万4千円とするものであります。これは旧文化交流センター施設等の公有財産売払収入として補正するものでございます。

続きまして、9ページ、21款1項町債、9目総務債に7,900万円を追加し、1億820万円とするものであります。これは2節きらく町内会館整備事業債として補正するものでございます。

続きまして、3ページをお開き願いたいと思います。

3ページ、第2表地方債補正でございます。変更として、きらく町内会館整備事業債の限

度額を920万円から8,820万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。私の方からは以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

それでは、歳出の12ページでございます。

新型コロナウイルス感染症対策費の内容についてご説明致します。

資料は見出しナンバー2、政策調整課の1ページをご覧ください。今回行うオンライン会議整備事業についてご説明致します。概要としまして、新たな生活様式の一つとして国から示されております「オンライン会議」に対応するため必要な機器類を整備致します。（2）の整備内容については、パソコン他、記載のとおりでございます。（3）のイメージ図ですが、ZOOMというクラウドサービスを利用しましたWEB会議を行うことを予定しております。（4）の事業費につきましては、記載のとおりで合計83万1千円になります。財源の内訳は、全て新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を使用するものでございます。

それとですね、議案の12ページに戻りまして、17節備品購入費の中に地元産材活用支援事業備品ということで、580万円計上しております。これにつきましては、きらく町内会館の改築に用いる地元木材の部分を町が購入致しまして、施工業者に供給するという中身でございます。内容につきましては、この備品の中身についてですが、構造材と木仕上げ材に分類されます。構造材につきましては、柱、梁、金物類になります。木仕上げ材につきましては、外壁、フローリング、ウッドタイル、家具類といったところになります。これにつきましても、国のコロナ対策臨時交付金に該当致しますので、国費の充当というところになっております。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

歳出予算の15ページ、農地耕作条件改善事業（知内東菜地区）についてご説明致します。

事業の概要につきましては、予算説明資料見出しナンバー3、産業振興課1ページでございます。この事業につきましては、国の補助事業でありまして、国営土地改良事業に係る農地造成地の一部であります東菜地区の5.56haについて、耕作者及び農地所有者の希望を受けて実施する農地の改善整備事業です。具体的には農地の区画整理や排水対策、除礫を工事請負により実施するほか、耕作者に委託して除草剤の散布や疎水材の投入等を実施致します。

なお、事業費につきましては、2,874万1千円。その内2,873万1千円が国補助金となります。説明は以上です。よろしくご説明致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入・歳出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、網野君。

◎ 3番（網野 眞）

ちょっとお尋ね致します。10ページの歳出の財政調整基金の積立て、これは議案第1号、第2号とそれぞれ関連する訳ですけども、今回、文化交流センター1億1,000万で売却ということなんですけども、私がちょっと聞き違いかもわかりませんが、当初、新たに基金を作る学校教育施設整備基金の方に積立てをするということでお伺いしていたんですけども、今の補正予算見ますと、実際にそちらの方には補助金返還分の3,100万。残りについては、財調に積立てをするという予算の組立てになっています。財調そのものは当然のことながら非常に使い易い基金ですから、町の財政事情を考えながらそういうふうにしたんだらうなというふうに思うんですけども、実際に学校教育施設整備費の基金、今回条例も作りましたけども、これに3,100万の積立てということになりますと、補助金返還しますと、実質的にはその基金は名前だけのものになる。実際に町の方で今、公共施設等の整備基金も持っています。これ3億7,000万程あるんですけども、今、学校施設の整備とかも大きいものについては、これらの基金を活用しているかというふうに思っているんですけども、今後これらのことについてのお考えどのようになっているかお伺いしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

3番、網野君。

◎ 3番（網野 眞）

私の方でちょっとこれまでの経過、十分承知しないまま質問してしまいましたけども、今、お話伺って、町、議会それぞれが相談した中で、議会が基金運用しやすいという形の中で補助金に返納すべき分を除いて、それだけ分を積立てして、実質的には財調に積立てするということで了解しましたので、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

只今のご質問の中で財調の部分ですけども、今回この7,900万を積立てるとですね、年度末現在で1億7,500万が今、財調あります。それで繰越金9,200万程になります。昨年度の。その半分を今、積立てる。9月議会で積立てる予定で、それにつきましては4,600万。そして今回の7,900万としまして、今現在3億の基金になります。ただ、予算の中で繰入れる額が4,500万ということで予定されていますので、残額として2億5,600万の今時点での予測になっております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

2番、山田君。

◎ 2番（山田顕人）

12ページの総務管理費の部分で、地元産材活用支援事業の備品ということで今、ご説明あったように、きらく町内会館の木材の部分で使用するというものであります。大変地元の物を使うということで、大変良いものなのかなというふうに思いますけれども、これは材料そのものだけなんでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいです。

◎ 議長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。材料としましては、構造材の類になりますが、柱、梁、木造の構造とプレカット加工費、それと金物というところになります。その他に内部等の仕上げの木材関係の分で外壁の杉板、内部のフローリング、カバ化粧合板、杉ウッドタイル、そして家具として下足の関係ですとか、事務室の収納の棚類、こういったものに地元木材を充てていこうということで考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

材料そのものというよりも加工しているということで、理解をしていただければということだと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、山田君。

◎ 2 番（山田顕人）

こちらの方でその辺の資材関係出ているんですけども、手間費というのは町内会館の主体工事の方に入られているのか。その辺、確認したいです。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。今、山田議員おっしゃったとおり、今回の備品購入費につきましては、材料費、加工費を含めました備品購入費に入っております。施工費の施工手間ににつきましては、建築主体工事の方に含まれて施工される形になります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、山田君。

◎ 2 番（山田顕人）

そうなるということは、会館の主体工事、合計すると5, 530万円という形になってよろしいんでしょうね。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第4号、『令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第4号、令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,389万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致します。

4ページをお願い致します。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金に37万円を追加し、37万2千円とするものです。22節償還金利子及び割引料で、保険料還付金に追加するものですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険料の減免の内、令和2年2月、3月の納付分について過年度の扱いとなるため、必要と見込まれる額を追加するものです。

次に歳入です。

3ページをお開きください。5款諸収入、2項雑入、1目保険料還付金に37万円を追加し、37万2千円とするものです。内容は1節保険料還付金に、歳出でご説明致しました保険料の減免による支出分について後期高齢者広域連合から戻入されることによる追加でございます。説明は以上で終わります。ご審議よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入・歳出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 かき小屋知内番屋等関連施設に係る指定管理者の指定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第5号、『かき小屋知内番屋等関連施設に係る指定管理者の指定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

議案第5号、かき小屋知内番屋等関連施設に係る指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項及び知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めます。

記としまして、1、公の施設の名称、かき小屋知内番屋等関連施設。2、指定管理者の名称、社会福祉法人江差福祉会。3、指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。この指定につきましては、7月1日から10日までの間、公募を行ったところ1社から応募がありまして、7月21日に指定管理者の選定委員会を開催し、社会福祉法人江差福祉会が妥当であるという結論を得て、提案をさせていただいております。

なお、運営計画の概要につきましては、予算説明資料見出しナンバー3、産業振興課2ページでございますので、お目通しをお願い致します。説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて、会議を閉じます。令和2年第6回知内町議会臨時会を閉会します。
どうもご苦勞様でした。

(閉会 午前10時04分)